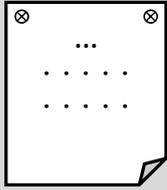


公契約条例 運用の主な改正点について

条例改正

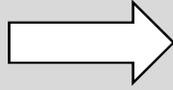
労働者等への周知についてデジタル技術の活用も可能

これまで



書面

掲示又は
書面の交付



改正後



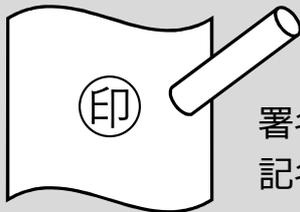
メール、ウェブ上での掲示等

※これまでと同様に掲示又は書面の交付も可

規則改正

労働環境報告書・労働環境申出書等の押印廃止

これまで

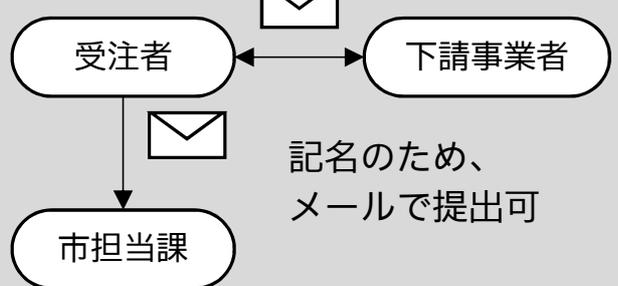


書面

署名又は
記名押印



改正後



※これまでと同様に書面での提出も可

労働環境報告及び労働者等への周知が必要となる契約は以下のとおりです。

労働環境の報告対象となる契約

1. 予定価格が **1億円以上**の工事又は製造の請負契約
2. 予定価格が **1千万円以上**の次に掲げる業務の委託契約
 - (1) 施設の警備に関する業務（機械警備を除く。）
 - (2) 施設の清掃に関する業務
 - (3) 施設の受付又は案内に関する業務
 - (4) 学校給食の調理に関する業務
 - (5) 学校用務員に関する業務
3. 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定

労働者等への周知が必要となる契約

1. 予定価格が **130万円を超える**工事又は製造の請負契約
2. 予定価格が **50万円を超える**次に掲げる業務の委託契約
 - (1) 施設の警備に関する業務（機械警備を除く。）
 - (2) 施設の清掃に関する業務
 - (3) 施設の受付又は案内に関する業務
 - (4) 学校給食の調理に関する業務
 - (5) 学校用務員に関する業務
3. 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定

入札公告や仕様書等を御確認の上、条例の対象となる契約であることを御理解いただき、契約後は適切に御対応をお願いします。

公契約条例について、詳しくはウェブサイトをご覧ください。

公契約条例

検索！

